

令和8年4月1日

高島小学校いじめ防止基本方針

唐津市立高島小学校

1 策定の意義

「唐津市いじめ防止基本方針」を受け、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「高島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、それを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、この訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- (1) 校務分掌に「学校いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生活指導担当、養護教諭とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
 - ・ いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

4 いじめ未然防止の取組

〈児童に対して〉

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道

徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告、学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめの問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校運営説明会などで伝えて、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

〈早期発見に向けて・・・「変化に気づく」〉

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用（ICT を活用して配付・提出も可能）し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈相談ができること・・・「誰にでも」〉

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談する事の大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・ いじめが確認された場合は、被害児童を保護・支援にあたるとともに、加害児童に対してはその児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・ 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
- ・ 全教職員の共通理解、保護者への連絡、唐津市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。
- ・ いじめが犯罪行為と認められる場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。
- ・ いじめを見ていた児童についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。

(2) 重大事案への対応

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」に基づき、①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態、または②いじめにより相当の期間（目安として年間 30 日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態をいう。

いじめを覚知し認知した場合、被害児童・加害児童への対応、保護者への対応、関係機関との連携等、よりスピーディーに、そしてスムーズに進め解消させなければならない。

本校が定める具体的な動きは次の通りと定める。

- ①いじめの覚知【覚知】
- ②直ちに教育相談・生徒指導担当、教頭、校長に報告する。【報告】
- ③加害者が特定できない場合は、被害者および周囲の児童から情報を収集するとともに、学級や学年単位で、児童の心に訴えるための集会等を開き即時対応を行う。その際、単なる犯人捜しにならないように留意する。【実態調査1】
- ④学級担任は、被害者・加害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情に配慮し、全てをくみ取り理解していくように努める。【実態調査2】
- ⑤報告を受け、いじめの実態の原因・分析・考察・今後の指導の在り方、全職員協力した指導体制、保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。【いじめ防止対策委員会】
- ⑥協議した指導方法に沿って、担任はもちろん、全職員並びに保護者等へも指導の協力要請を行い、解決を図る。
- ⑦重大事態が発生した場合、校長は直ちに唐津市教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従い対応する。【関係機関への連絡】【認知】
- ⑧状況に応じては、校長が外部委員を招集し、報告し、いじめの実態の原因・分析・考察・今後の指導の在り方について意見を聞く。【いじめ防止拡大対策委員会】
- ⑨関係機関と連携しながら、指導する。
- ⑩重大事態と判断された場合は、学校の指導体制から唐津市いじめ問題対策本部が設置され、調査主体が市教育委員会へ移ることを念頭に、学校は調査に全面的に協力し、事実関係の迅速な把握に努める。

7 いじめの再発防止の取組

(1) いじめを確実に減らしていくために、日常的・長期的な継続観察と全職員による実行性のある教育活動によって、新たないじめを生まない風土づくりを行う。

① 当該児童及び保護者への対応

全職員が共通理解・共通対応を行うという考えのもと、いじめられた側にも、いじめた側にも時々声をかけたり、個別に面談を行ったりするなどのきめ細かな観察を継続する。また、必要に応じて教育支援センターや少年サポートセンター等の関係機関と積極的に連携し、被害児童生徒の心のケアや学習支援、加害児童生徒の行動変容を促す指導など、いじめからの立直り支援を行う。

② 「いじめの解消」の判断基準の明確化

いじめの解消は、安易に判断せず、以下の2つの要件の少なくとも両方が満たされていることを学校いじめ防止対策委員会で確認し、校長が最終的に判断する。

(i) いじめの行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。

(ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ 謝罪したからといって直ちに解消とせず、当該児童及び保護者への継続的な面談や観察を行い、慎重に判断する。

③すべての職員が関わる指導体制づくり

- ・ いじめは、いつでも、どこでも・だれにでも起こりうるとの認識に立ち、全ての職員がいじめに対する甘い考えを捨て、学校全体として取り組む姿勢を維持し続ける。
- ・ 特定の子どもへの「治療的な発想」にとどまることなく、全ての子どもへの「教育的発想」に立って、小手先の知識やスキルに終わらない体験学習の機会を提供する。
(トラブル回避の為には自分はどうすべきか等)

8 職員研修

- (1) 外部講師を招いていじめ防止研修会を開催したり、事例研修会を実施したりして職員のいじめに対する感性や対応に対する意識を高める。
- (2) 教育委員会が主催するいじめ防止等の研修会に積極的に職員を参加させるとともに、参加した職員からの報告会等を実施し、情報の共有化を図る。
- (3) 次の年間計画に基づく取組を進めると共に、児童の変化を見逃さないように努める。

月	実施事項
4	年間活動計画の確認 職員研修（情報の整理と共通理解） アンケートの実施とその対応
5	保護者面談の実施と情報共有 「いじめ防止強化月間」の取組 体育大会に向けて（支え合う全校指導）
6	アンケートの実施とその対応 いじめ防止対策基本方針の周知（「唐津市教育の日」、HP等）
7	県いじめ調査（保護者・児童用）の実施・対応 いじめ対策校内研修会（いじめアンケートの集計結果から情報共有） 「いじめ防止対策委員会」に活動計画の説明
8	校内研修会（教育相談の事例研）
9	アンケートの実施とその対応 校内研修（いじめ問題への対応、事例研究など）
10	アンケートの実施とその対応 「いじめ防止対策委員会」への活動報告
11	アンケートの実施とその対応
12	「いじめ防止強化月間」の取組 県いじめ調査（保護者・児童用）の実施・対応 学校評価への反映

1	アンケートの実施とその対応 次年度に向けての対応について校内協議
2	アンケートの実施とその対応
3	アンケートの実施とその対応 「いじめ防止対策委員会」への活動報告、次年度計画の協議 次年度の計画確定

9 取組体制の点検及び評価について

- (1) 年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、学校評価結果として公表し、次年度の改善に活かす。

※この方針は、令和8年4月現在のものであり、今後も必要に応じて改定する。